

東京都障害福祉サービス等職員 宿舎借り上げ支援事業

職員宿舎の借り上げに必要な経費を助成します



東京都障害福祉サービス等職員 宿舎借り上げ支援事業の概要について

公益財団法人東京都福祉保健財団では東京都からの補助金を受け、障害福祉サービス等の事業者に対して職員宿舎の借り上げに必要な経費の一部を助成する事業を実施しています。

1 目的

都内に所在する障害福祉サービス等を提供する民間の事業所に対して、職員の宿舎の借り上げを支援し、住宅費負担を軽減することで、職員の働きやすい職場環境を実現し人材の確保定着を図ること、また、事業所による防災の取組を計画的に進め、地域の福祉避難所等として災害時の迅速な対応を推進することを目的としています。

2 助成対象

* 対象事業所

都内に所在する障害福祉サービス等^{※1}を提供する民間の事業所で、区市町村長により福祉避難所^{※2}の指定を受け、又は区市町村と福祉避難所として災害時応援協定を締結しており、かつ、職員の宿舎を確保し災害対応要員を配置する事業所です。ただし、国又は地方公共団体が設置する事業所（指定管理者が管理するものを含む）等^{※3}は除きます。

※1 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援・短期入所・療養介護・生活介護・施設入所支援・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・就労定着支援・自立生活援助・共同生活援助・児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設・計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援・障害児相談支援

※2 障害者などの要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所

※3 その他除外サービス：

- ・総合支援法第30条第1項第2号に規定する「基準該当障害福祉サービス」及び
児福法第21条の5の4第1項第2号に規定する「基準該当通所支援」
- ・総合支援法第41条の2第1項の規定による「共生型障害福祉サービス」及び
児福法第21条の5の17第1項の規定による「共生型通所支援」

* 対象法人

対象事業所を運営する法人

* 対象入居者

対象事業所に勤務する職員（直接支援及び相談支援の業務に従事する者、サービス提供責任者、サービス管理責任者、児童発達管理責任者）で、災害対策上の業務に従事する者です。ただし、当該事業所の運営に携わる法人の役員は除きます。

◆対象入居者及び同一世帯の世帯員が、住居手当等を受給している場合は対象外です。

3 助成規模

212 戸分

4 助成要件

- (1) 1 福祉避難所につき 4 戸が上限
- (2) 借り上げた宿舍が、事業所の周辺（半径10キロメートル圏内）にあること
- (3) 1 戸当たりの助成対象期間は、4 年間が上限
- (4) 対象者が入居していること

5 助成基準額

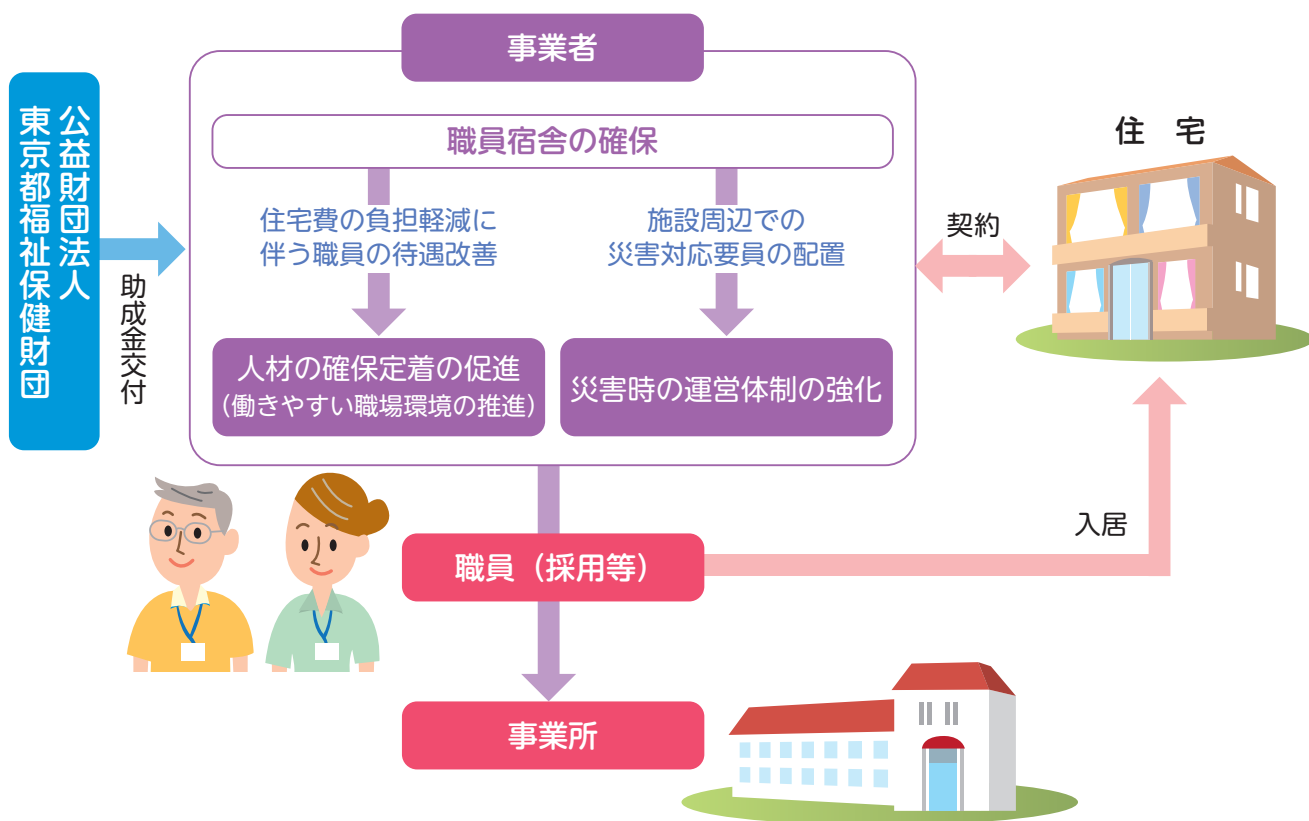
宿舍 1 戸当たり月 82,000 円

6 助成率

7 / 8

（助成対象経費と助成基準額を比較し、少ない方の額に7/8を乗じた金額を助成します。）

7 事業スキーム



8 助成対象経費

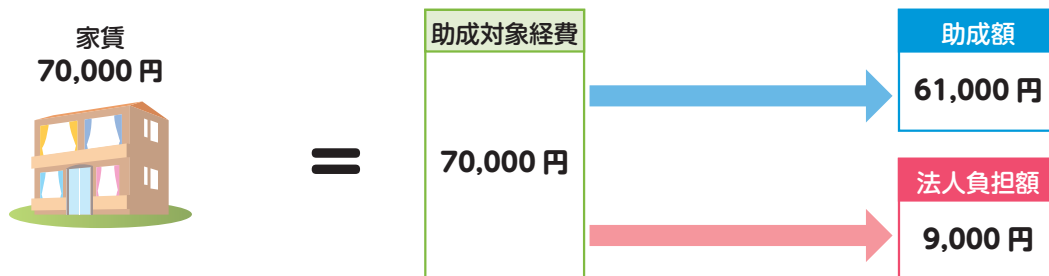
事業実施年度に従事している職員のために対象法人が借り上げた宿舎において、対象法人が支出した、当該年度における職員の宿舎借り上げに係る経費〔賃料、共益費（管理費）、礼金、更新料等〕が助成対象です。

ただし、入居者から宿舎使用料を徴収している場合は、当該金額を差し引きます。

※本事業では、法人負担額が必ず発生します。

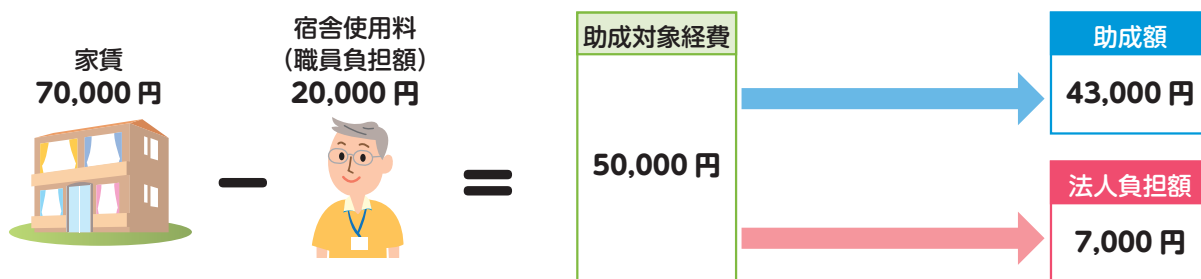
具体例

〔例 1〕 家賃 70,000 円の全額を対象法人が負担している場合



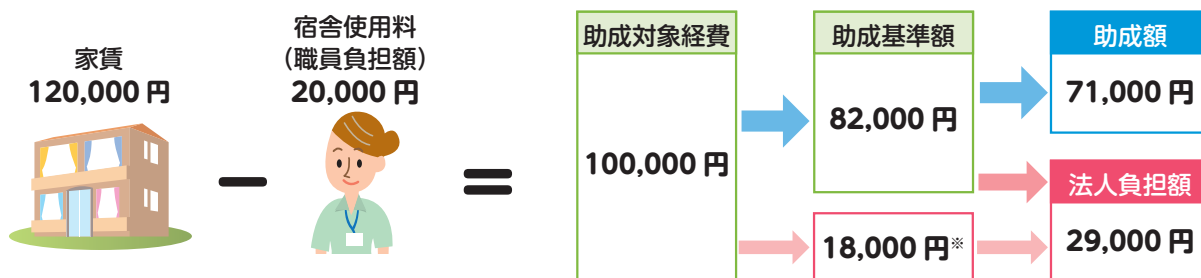
◆助成対象経費 70,000 円に 8 分の 7 を乗じた 61,000 円（1,000 円未満切り捨て）が助成額となり、法人負担額は 9,000 円（70,000 円－61,000 円）となります。

〔例 2〕 家賃 70,000 円のうち入居者から宿舎使用料を徴収している場合



◆家賃から入居者の宿舎使用料を差し引きます。上記例では、家賃 70,000 円のうち職員負担額が 20,000 円であるため、助成対象経費は 50,000 円となります。助成対象経費 50,000 円に 7/8 を乗じた 43,000 円（1,000 円未満切り捨て）が助成額となり、法人負担額は 7,000 円（50,000 円－43,000 円）となります。

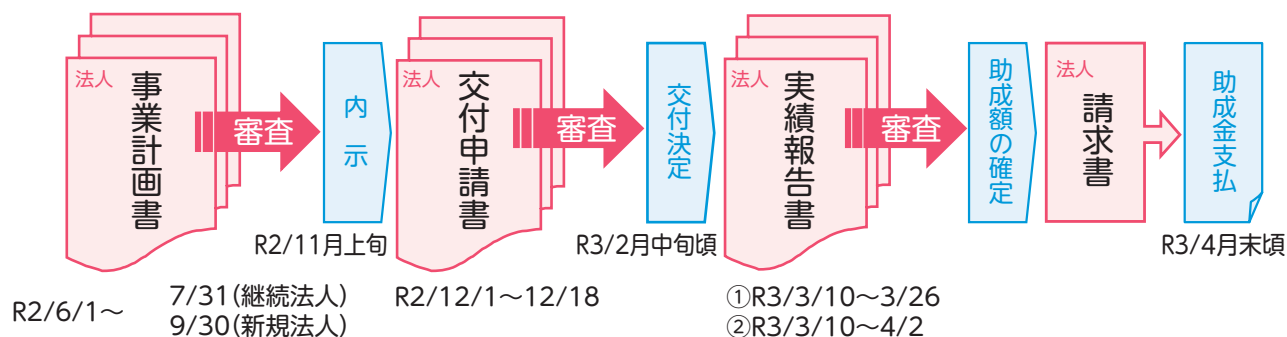
〔例 3〕 助成対象経費が助成基準額 82,000 円を超過している場合



※助成基準額 82,000 円を超過した経費は法人負担額となります。
100,000 円－82,000 円＝18,000 円

◆家賃から入居者の宿舎使用料を差し引きます。上記例では、職員負担額が 20,000 円であるため、助成対象経費は 100,000 円となります。当該助成対象経費と助成基準額 82,000 円を比較し、少ない方の額 82,000 円に 7/8 を乗じた 71,000 円（1,000 円未満切り捨て）が助成額となり、法人負担額は 29,000 円（100,000 円－71,000 円）となります。

9 実施スケジュール



◆実績報告書の提出締切日は、法人によって異なりますのでご注意ください。

- ①当該年度の賃料等の支払いが2月までに完了する法人：R3/3/10 ~ 3/26
- ②当該年度の賃料等の支払いが3月に完了する法人：R3/3/10 ~ 4/2

10 提出書類について

実績報告までの間には、下記の書類が必要です。その他必要に応じて、書類の提出をお願いすることがあります。

- ◆ 事業計画書
- ◆ 交付申請書
- ◆ 実績報告書
- ◇ 「福祉避難所」であることを確認できる書類（福祉避難所協定書等）
- ◇ 法人の印鑑証明書（原本）
- ◇ 賃貸借契約書（写し）〔法人と貸主との間におけるもの〕
- ◆ 入居確認及び雇用証明書〔法人と入居者の間におけるもの〕
- ◇ 住民票（写し）
- ◆ 誓約書
- ◇ 実績報告時雇用状況等報告書
- ◇ 賃金台帳（写し）
- ◇ 経費払込照合表
- ◇ 借りに係る経費支払書（振込明細等の写し）
- ◆ 助成金請求書
- ◆ 口座振替依頼書
- ◇ 振込先通帳表紙及び表紙裏面（写し）

◆は、法人印(実印)が必要な書類です。
◆は、法人印(実印)及び入居者の署名、押印が必要な書類です。



Q&A

Q 福祉避難所の指定を受けたり、災害時応援協定を締結するにはどうすればいいのですか？

A 区市町村長による指定又は区市町村との締結になりますので、事業所所在地の区市町村における障害保健福祉主管課にお問い合わせください。
(Q&A集 2 番)

Q 当該職員に住居手当を支給している場合はどうなりますか？

A 住居手当を支給している場合は対象外です。借り上げ宿舎への入居中は、住居手当を不支給（停止）とした場合は対象となります。
(Q&A集 12 番)

Q 賃貸借契約の名義は、法人名義でなければいけませんか？

A お見込みのとおりです。
職員の個人名義で賃貸借契約を締結している場合は法人名義への契約変更が必要となります。
(Q&A集 51 番)

Q シェアハウスのような1戸に複数名が暮らす場合はどのように取り扱いますか？

A 入居者が複数の場合でも、1賃貸借契約につき1戸とみなしますので、1戸分の助成となります。
なお、助成対象額の積算は居住実態に応じて異なりますので、個別にご相談ください。
(Q&A集 20 番)

Q 助成対象期間中に対象入居者の変更を行った場合でも、引き続き助成対象として認められますか？

A 退職等の事由により入居者が変更となった場合でも、引き続き助成対象となります。ただし、助成対象期間は当初に助成対象と認められた月を起点として4年（48月）までとなります。
なお、契約更新ができない等の事由により借り上げ宿舎を変更した場合も同様です。
(Q&A集 16 番)

Q 事業計画提出時には該当の職員がいませんが、今年度中に採用して借り上げ宿舎に居住する予定です。この場合、申請はできますか？

A 申請できます。ただし、未入居の期間は対象外です。
(Q&A集 48 番)

Q 令和2年4月分の賃料は令和2年3月に支払い済みで、領収書の日付が前年度となっていますが、今年度（令和2年度）の助成金の対象となりますか？

A 対象となります。当該年度の入居期間に係る経費を対象とするため、4月分の賃料を3月（前年度）に支払った場合も、助成対象とします。ただし、証拠書類には本年度の経費であることが明記されていることが必要です。
なお、礼金の扱いについても同様です。
(Q&A集 33 番)

Q&A の詳細は、ホームページに掲載されていますのでご参照ください。

【お問い合わせ先】 公益財団法人東京都福祉保健財団
事業者支援部 運営支援室 宿舎借り上げ支援事業担当（障害）
〒163-0718 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号 小田急第一生命ビル18階
TEL 03-3344-7280 FAX 03-3344-7281

【ホームページ】 <http://www.fukushizaidan.jp/307shougaishukusha/index.html>

